無利息型普通預金規定

１．（取扱店の範囲）

この預金は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、取引店以外での払戻しは、当金庫所定の手続きを行なったものにかぎります。

２．（証券類の受入れ）

（１）　この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。

（２）　手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。

（３）　証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（４）　手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

（５）　証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受入れ）

（１）　この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

（２）　この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）　証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳に記載します。

（２）　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は受入店で返却します。

（３）　前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

５．（預金の払戻し）

（１）　この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

（２）　この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。

（３）　同日に数件の支払いをする場合にその総数が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

６．（利息）

この預金には、利息をつけません。

７．（取引の制限等）

（１）　当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期日までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（２）　前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。

（３）　１年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

（４）　日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他の必要事項を当金庫の指定する方法によって取引店に届出てください。届出のあった在留期限が経過しても新たな在留資格および在留期限等の届出がない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。

（５）　前４項に定めるいずれの取引の制限について、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

８．（解約等）

（１）　この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳ととも

に、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合（所定の条件を具備している場合）にかぎります。

（２）　前項にかかわらず、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章による押印に代えて当金庫が別途定める本人確認書類の提示により本人確認を行ったうえで、本人の署名をもって解約することができます。

（３）　次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①　この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②　この預金の預金者が共通規定第５条第１項に違反した場合

③　法令で定める本人確認書類等もしくは確認事項、または前条第１項もしくは第４項で定める当金庫からの求めによる各種の確認への回答や届出または提出された資料が偽りである場合

④　この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤　この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

⑥　前５号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの各種の確認や資料の提出に応じない場合

⑦　前条第１項から第４項に定める取引の制限が、前条第５項により解除されないまま１年を経過した場合

（４）　この預金が当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（５）　前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類の提出または保証人を求めることがあります。

９．（手数料の取扱い）

（１）未利用口座管理手数料

① 未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。

② この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。

③ この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が一定の金額を越えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず当金庫所定の方法・金額により、未利用口座管理手数料を引き落とします。

④ この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理手数料に充当の上、この口座を解約することができるものとします。

⑤ 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。

⑥ 解約された口座の再利用はできません。

（２）その他手数料

① この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法・金額により引落しいたします。

② 前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができるものとします。

以　上